

# 香川県報



第 85 号

平成 18 年

10月27日(金曜日)

## 目次

### 告 示

○町及び字の区域に編入する旨の届出

(自治振興課)

一

○有害図書 の 指定

(青少年・男女共同参画課)

一

○都市公園の区域の変更

(観光振興課)

二

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅

(水産課)

二

○漁業共済契約の締結の申込みについての同意の成立

( " )

三

○道路の区域変更

(道路課)

三

### 公 告

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告（平成十八年九月二十九日香川県公告）に係る意見書の縦覧の中止

(経営支援課)

四

○土地改良事業の認可（二件）

(土地改良課)

四

○土地改良事業の同意

( " )

四

### 教育委員会規則

●県立学校学則の一部を改正する規則

## 告 示

### ●香川県告示第六百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	下 欄
仲多度郡まんのう町吉野下字杉上上所	仲多度郡まんのう町吉野字下大宮五七二の二、五七三の二、五八〇の二、六二八の二、六二九の二

### ●香川県告示第六百四十二号

香川県青少年保護育成条例（昭和二十七年香川県条例第二十二号）第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
199	平成十八年十月二十日	雑誌	本当にデカッパ VOL.7	67476-77	傑バウハウス	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
200	平成十八年十月二十日	"	Oh! Crazy スッゲー @本当!浮気妻のH話 11月号増刊 (Vol.11)	11496-11	"	"
201	平成十八年十月二十日	"	もっとなごい出合いの本当のH話 増刊D.r. ピカッ11月号 (Vol.37)	06636-11	"	"
202	平成十八年十月二十日	"	若妻 11月号 (VOL.41)	08841-11	"	"
203	平成十八年十月二十日	"	マガジン・ウオー・ウルフ スペシャル マガジンWooooo! 狼 11月号増刊 (VOL.12)	08366-11	傑マガジン	"
204	平成十八年十月二十日	"	ウオーA組 11月号 (通巻40号)	11953-11	"	"
205	平成十八年十月二十日	"	マガジン・ウオー 11月号 (通巻197号)	08397-11	"	"

206	コミック誌	ラッキース 11月号 (通巻263号)	19147-11	(株)笠倉出版社
207	雑誌	Sweetプチ 11月号 (通巻11号)	15487-11	〃
208	雑誌	DOPE 11月号 (SUPREME-083)	16639-11	(株)ベストセラーズ
209	雑誌	MeruFre! BOMBER 11月号 (NUMBER-066)	08513-11	〃
210	雑誌	爆写本当にあった秘密の話 Vol.19 DVD DO KAN11月号増刊	06482-11	曙出版(株)
211	雑誌	艶お姉さま VOL.2 快樂マガジン 11月号増刊号	02402-11	(有)光彩書房
212	雑誌	別冊 StreetSUGAR StreetSUGAR 11月号増刊	04168-11	(株)サン出版
213	コミック誌	Do-Kyuni 11月号 (vol. 03) スコア 11月号増刊	15402-11	(株)スコラマガジン
214	雑誌	微熱 SUPER デラックス 10月号 (通巻24号)	07689-10	(株)セブン新社
215	雑誌	衝撃の体験告白 11月号 (通巻2号)	04723-11	(有)つり案内社
216	雑誌	無敵恋愛 S * girl 11月号 (通巻13号)	08577-11	(株)ぶんか社
217	雑誌	クリームベスト・オプ・ベスト ミリオナムック34 (VOL.12)	68460-34	ワイルド出版(株)
218	雑誌	Chuッスペンシャル 11月号 (通巻第65号)	16151-11	(株)ワニマガジン社
219	雑誌	ガチソコ 11月号 (No.39)	12811-11	若生出版(株)

220	〃	DVDデラデラ 11月号 (通巻2号)	16589-11	(株)MCCレズ
-----	---	------------------------	----------	----------

●香川県告示第六百四十三号

香川県都市公園条例(昭和三十九年香川県条例第二十号)第十三条の二の規定に基づき次のとおり都市公園の区域の変更について告示する。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 名称

栗林公園

二 位置

高松市栗林町

三 変更に係る区域

別紙図面のとおり

なお、「別紙図面」は省略し、その図面は、香川県観光交流局観光振興課に備え置いて縦覧に供する。

四 区域変更の期日

平成十八年九月三十日

●香川県告示第六百四十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、直島加入区について、平成十四年香川県告示第六百六十五号による保険に付すべき義務は、平成十八年十月二十四日限り消滅したので告示する。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六百四十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により提出された区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

小豆郡土庄町甲三一一番地二 堀川 雅俊

小豆郡土庄町甲二六五番地三 堀川 満宏

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

土庄柳西部・千軒・小瀬・大木戸・東元浜・洲鼻・東内浜加入区

のり等養殖業

二一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町坂手甲一四五四番地二 有限会社朝森水産 代表取締役 森 朝征

小豆郡小豆島町橘甲五〇四番地 浜崎 文男

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

内海町橘・坂手加入区

のり等養殖業

三一 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町西村甲二四〇一番地 竹田 久継

小豆郡小豆島町西村甲二三六一番地 浜田 将寛

二 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

内海町内海加入区

のり等養殖業

●香川県告示第六百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月二十七日から同年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 三百七十七号

三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市多和字兼割七三番三地先 から	前	五・〇	〇・〇	八四	道路用地の 交換に伴う 旧道の不用 物件化
	後				
さぬき市多和字兼割七三番三地先 まで	前	七五	二一・〇	八四	
	後				
さぬき市多和字兼割七三番三地先 まで	前	三八〇	一・〇	三八〇	
	後				
さぬき市多和字兼割七三番三地先 まで	前	三八〇	五・〇	三八〇	
	後				

公 告

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により行った平成十八年五月九日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）に係る届出について、平成十八年十月十六日に当該届出者からその届出に係る新設を行わない旨の申出があった。

これにより、当該届出に伴う平成十八年九月二十九日香川県公告（大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告）に係る意見書の縦覧は、同日から中止したので公告する。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月五日認可した。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）流地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西城地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）繩手地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業大谷地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業古郷地区
小豆郡池田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中山地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業室生新池地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月十六日認可した。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市下金倉瓢池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）晚田地区
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川古地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、小豆島町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立恵地区）を行うことについて平成十八年十月四日同意した。

平成十八年十月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**教育委員会規則**

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二十七日

香川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第三十号**

県立学校学則の一部を改正する規則

第一条 県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立善通寺第一高等学校の項中「普通科」を「普通科」「デザイン科」に改め、同表香川県立多度津水産高等学校の項の次に次のように加える。

香川県立 多度津高等学校	仲多度郡多度津町栄町一丁目一番八二号	全日制	機械科 電気科 土木科 建築科 海洋技術科 海洋生産科
		定時制	機械科 電気科

別表二高等学校の表二の部(二)の項中「潜水、海洋環境の保全」を「船舶の機関及び関連装置の運転管理」に改める。

第二条 県立学校学則の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立多度津高等学校の項中

定時制	機械科
	電気科

を

定時制	機械科
専攻科	漁業科
	機関科

に改める。

附 則

- 1 この規則中第一条及び次項の規定は平成十九年四月一日から、第二条の規定は平成二十年四月一日から施行する。
- 2 香川県立多度津水産高等学校の海洋技術科の目標については、第一条の規定による改正後の県立学校学則別表二高等学校の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成十八年十月二十七日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています